

緊急事態宣言発出に伴う定期乗車券の払い戻しについて

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、兵庫県を含む一部地域を対象に政府から緊急事態宣言が発出されました。

これに伴い、定期乗車券が不要となった場合の払い戻しにつきましては、特例的に以下のとおりとさせていただきます。

1. 対象となる乗車券

通勤定期乗車券、通学定期乗車券

2. 取扱方

弊社定期券発売所へのお申し出のあった日にかかわらず、2021年4月24日(土)以降の最終利用日の翌日からを対象期間として払戻をいたします。

なお、払い戻しに際しては、弊社運送約款による計算とさせていただきます。

所定の払戻手数料を差し引いた額の払い戻しとなりますので、予めご了承ください。

※ 手数料(1枚あたり520円)は収受します。

※ 緊急事態宣言に伴う外出自粛を事由とする申告がない場合は、対象外とします。

※ 有効期間に緊急事態宣言措置期間(2021年4月25日(日)から同措置解除日まで)を含まない場合は、対象外とします。

※ 払戻しの手続き日に定期券をご利用になった場合、当該手続き日が最終利用日となりますので、払戻し額が少なくなる(又は無くなる)場合がありますので、払戻しのために定期券発売所へ来られる際は、定期券を利用せずにご来所下さい。

3. 取扱期間

2021年4月25日(日)から緊急事態措置終了日の翌月末日

4. 払戻場所

(垂水・舞子線定期乗車券)

山陽垂水駅定期券発売所、JR舞子駅前定期券発売所、山陽バス名谷サービスセンター

(二見線定期乗車券)

山陽明石駅定期券発売所、東二見駅定期券発売所、高砂駅定期券発売所

5. その他

2020年3月から5月まで取り扱いました緊急事態宣言や臨時休校要請に関する特例的な払戻は2020年6月30日限りで終了しており、また2021年1月から3月まで取り扱いました緊急事態宣言に関する特例的な払戻は2021年4月30日限りで終了しておりますため、その取扱は行いません。